

# お お さ か 西

発行所 近畿税理士会西支部 〒550-0021 大阪市西区川口2-7-6 公益社団法人 西納税協会内  
発行人 山本 仁昭 編集人 茂見 寛二



壱岐の鬼凧(おんだこ) (長畑裕史 会員)



# 新年のごあいさつ

支 部 長 やまもと 山 本 ひとあき 仁 昭

新年おめでとうございます。西支部の会員の皆様におかれましては健やかに新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

昨年は米朝両国の緊張から一転しての歩み寄り、米中の関税をめぐる貿易戦争等世界が目まぐるしく動く一方、わが国では6月の大阪府北部地震、9月の台風21号の大阪への直撃や北海道大地震等自然災害による甚大な被害を被った年でもありましたが、一方では大坂なおみ選手の全米オープンテニスでの優勝や2025年の大阪万博開催決定など喜ばしい出来事もありました。

そんな中、今年10月からの消費税の増税や軽減税率の導入、安倍政権の支持率の低下や株価の相変わらずの乱高下等、一部の企業努力だけでは如何ともしがたい流れの中、我々税理士の仕事先の大半を占める中小企業や個人事業者を取り巻く環境は依然として厳しい状況です。

この先行きが不透明な時期において我々税理士は納税義務者の信頼に応え納税義務の適正な実現を図る、という本来の使命をふまえて対応してゆかねばなりません。

わが国行政のICT化促進の一環として電子申

告や電子納税の普及・定着に向けて取り組んでいきます。昨年1月の「ダイレクト納付利用推進宣言式」を無駄にはしません。

税務支援におきましては税務相談センターや支部間応援へのご協力をお願いいたします。

会員の資質の向上及び年間36時間以上の研修受講時間の達成のために研修会の機会を増やしてゆくとともに研修図書の配布も行います。

支部旅行やゴルフ大会等の厚生行事を通じて会員同士の交流を図ります。

会報「おおさか西」の発行により会員に支部活動等の報告や情報を提供してゆきます。

新春及び夏季の意見交換会や支部定期総会へのご出席もお願いいたします。

支部会費の速やかな納入もよろしくをお願いいたします。

これらに対する会員一人一人の認識次第で支部は大きく変われると私は考えております。

この旨をご理解いただきまして何卒ご協力のほど宜しくお願い申し上げますとともに会員の皆様方のご健勝、ご多幸並びにご事業のご繁栄を祈念しまして新年のご挨拶とさせていただきます。

## 目 次

- 新年のごあいさつ…………… 山本 仁昭 (2)
- 年頭のごあいさつ…………… 吉田 則幸 (3)
- 新春まわり年特集…………… (4)
- 税を考える週間行事…………… (6)(11)
- 会員ひろば
  - Go! West 計画その後…………… 金子 真弓 (8)
  - MBAと中小企業診断士を目指して
    - …………… 門田 知也 (8)
  - うまいもんめぐり…………… 田坂 隆司 (11)
  - 西税務署からのお知らせ…………… (12)
  - 大阪府・大阪市からのお知らせ…………… (13)
  - 租税教室…………… 坂口 宗春 (14)

- 租税教室…………… 松本 健司 (14)
- 委員会だより
  - 新入・転入会員オリエンテーション… (15)
  - 研修会…………… (16)
  - 第45回日税連公開研究討論会…………… (16)
  - 消費税・青色申告簿記教室…石井 邦佳 (17)
  - 支部旅行…………… 津村 光雄 (18)
  - 日帰り支部旅行…………… 千葉 照夫 (19)
  - 新入・転入会員のご紹介…………… (20)
  - 委員会活動報告…………… (20)
  - 会員の動き…………… (21)
  - 編集後記…………… (21)
  - 第100号記念フォトコンテストのお知らせ… (22)



# 年頭のごあいさつ

西 税 務 署 長 よし だ のり ゆき  
吉 田 則 幸

新年、あけましておめでとうございます。  
近畿税理士会西支部会員の先生方におかれましては、新春を健やかに迎えの心よりお喜び申し上げます。

昨年は、大阪府北部を震源とする地震や台風21号により、甚大な被害が発生し、被害を受けた皆様に対し、心からお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧を心よりお祈り申し上げます。

また、スポーツに目を向けると、平昌オリンピックでの史上最多の13個のメダル獲得や、水泳・卓球・テニス等各世界大会での若い世代が大活躍するなど、来年にせまった東京オリンピックに向け、明るいニュースもありました。

さて、最近の税務行政を取り巻く環境は、経済活動の国際化・ICT化が進展するとともに、本年10月の消費税に係る税率引上げ及び軽減税率制度の導入など大きく変化しつつあり、納税者の皆様方の税務行政に対する関心もひときわ高くなってきていると認識しております。

このような状況の中で、私どもの使命である「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」ためには、「適正かつ公平な賦課及び徴収の実現」に向けて職員一人一人が適正な申告を行った納税者の皆様に不公平感を与えないよう、適正・公平な課税・徴収に努めているところです。

また、一方で、「納税者サービスの充実」を図ることも重要であり、具体的には、本年1月以降、スマートフォン専用画面による確定申告書

の作成やID・パスワード方式を利用したe-Taxによる申告が可能となるなど、納税者の皆様の利便性向上に一層努めてまいりたいと考えております。

納税者の利便性と私どもの事務の効率化に大きく資するe-Tax、ダイレクト納付の利用につきましては、先生方のご協力のおかげで順調に普及しておりますが、更なる利便性の向上と事務の簡素化・効率化を図り、より一層の普及・定着に努めてまいりたいと考えております。

さらに、租税教育の充実におきましては、租税教室への積極的な講師派遣など多大なご尽力をいただき、質の高い租税教室を開催できたおかげで、例年開催希望が多数寄せられている状況であります。これもひとえ先生方の協力の賜物であり、今後も積極的に取り組んでまいりたいと考えておりますので、より一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

しかし、こうした取組みは、一人税務署のみの力でなし得るものではなく、先生方のご協力が不可欠であることは言うまでもありません。先生方におかれましては、税務行政の良き理解者として、今後とも、より一層これまで以上のご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに当たり、本年が先生方にとりまして、なお一層の飛躍と繁栄の年となりますよう心から祈念いたしまして、新年のごあいさつとさせていただきます。

## あけましておめでとうございます

### 西支部役員一同

支 部 長	山 本 仁 昭
副支部長	河 井 俊 幸
”	今 井 健 雄
”	櫻 井 圭 一
”	茂 見 寛 二
”	吉 村 政 勝

副支部長	金 子 真 弓
”	笠 原 努
監 事	津 國 孝 二
”	横 山 良 次
”	石 橋 正 紀

# 新春まわり年特集



- ①亥年生まれの自分なりに思っている特徴
- ②新年にあたっての今年の抱負
- ③新年の過ごし方又は思い出
- ④すきな言葉(座右の銘など)

## 昭和 22 年生まれ

ち ば てる お  
千 葉 照 夫



### 1. 特 徴

亥年生まれは猪突猛進と言われていますが私の中のイノシシはおとなしいイノシシだと思っています。妻は意志が強いといってくれますが。

### 2. 今年の抱負

今年は72才になります。年齢を考えるとやはり健康第一でしょうか。まずは身体と頭。どちらもず〜と元気でボケないであります。

### 3. 新年の過ごし方又は思い出

子供たちが年始に集まってくれます。息子家族4人、娘家族4人。静かに??年始のお祝いを10人で過ごします。

### 4. すきな言葉(座右の銘など)

誠実。  
決して人を裏切らない。



なか むら けん ぞう  
中 村 憲 三



### 1. 特 徴

亥は猪突猛進型と思われがちですが、壁にぶち当たってから粘り強い方です。

### 2. 今年の抱負

家族仲良く健康で仕事も全てに手を抜かず頑張ります。

### 3. 新年の過ごし方又は思い出

近年は、長女が旦那と孫を連れて、又、下の娘も帰ってきて家族団らんで過ごしていましたが、本年は長女に第三子が生まれるので、妻と愛犬とで近くの神社に参りに行きます。

### 4. すきな言葉(座右の銘など)

人間万事塞翁が馬

まつ もと はや びと  
松 元 早 仙



### 1. 特 徴

- ①飲む・打つ。買うはダメです。
- ②優柔不断
- ③猪突・バタバタ

### 2. 今年の抱負

軟着陸後も働きアリとして生きる

### 3. 新年の過ごし方又は思い出

初詣・ゴルフ・飲酒

### 4. すきな言葉(座右の銘など)

一期一会

## 昭和 34 年生まれ

かん だ くに ひろ  
神 田 有 啓

## 1. 特 徴

辛抱強く、一度決めたことは最後まで完遂するタフな性格。

## 2. 今年の抱負

これまで、まさに猪突猛進で突っ走ってきて、いつの間にか還暦を迎えますが、今年は次のステップを目指す準備をしつつ、新しいことにチャレンジしたい。

## 3. 新年の過ごし方又は思い出

毎年、元旦に住吉大社に初詣に行った後、実家に戻り兄弟家族揃ってお祝いをし、ゆったりと過ごしていましたが、4年前に実家を建て直し母と同居するようになってからは迎え入れる側になりました。

## 4. すきな言葉(座右の銘など)

健康、感謝、誠実、継続

健康であることに感謝し、自然体で過ごしていこうと思います。

ひら た やす ひさ  
平 田 恭 久

## 1. 特 徴

何事に対しても努力を積み重ね、前進したいという気持ち強いことが特徴と認識しております。

## 2. 今年の抱負

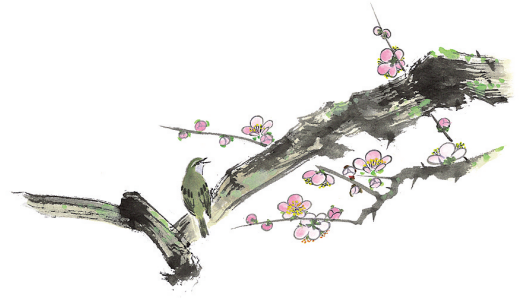
職場の皆さま、家族、友人等に対して感謝をすること家族との団らんの時間をもっと増やし、特に家内への感謝を行動で表すこと。

## 3. 新年の過ごし方又は思い出

上記の抱負を実践に移していくことをまず優先したいと考えます。

## 4. すきな言葉(座右の銘など)

努力・忍耐・謙虚・感謝



## 【新春講演会と意見交換会のご案内】

日 付 平成31年1月10日(木)  
場 所 アートホテル大阪ベイタワー (旧ホテル大阪ベイタワー)  
会 費 3,000円

## 《新春講演会》

時 間 午後5時~6時  
場 所 4階 アートグランドボールルーム  
講 師 西税務署 宮本竜平副署長  
演 題 「未定」

## 《意見交換会》

時 間 午後6時~8時  
場 所 4階 アートグランドボールルーム

## 税についての作文 (税を考える週間行事)

全国納税貯蓄組合連合会及び国税庁が募集した「税についての作文」の中から優秀作品に近畿税理士会西支部長賞を贈呈いたしました。

本年度の受賞作品は次の作品です。

### 税の使われ方

大阪市立堀江中学校3年

ふご の ひびな  
畚 野 日々菜

「韓国の消費税って、十パーセントなんだ。」旅行に行って私は驚いた。日本の消費税八パーセントでも高いと思っていたのに、それよりも高い国があるんだと。

そこで私は、世界の消費税について調べてみた。すると、もっと驚くことがたくさんあった。世界で一番消費税が高い国は、ハンガリーの二十七パーセントだった。日本の約三・五倍。その消費税は、国の財政難のために高くなっていて、国民の不満も高いという。

それに比べ、消費税二十四パーセントのフィンランドは、国民のためにも税を使っているため満足度が高い。世界一の学力を誇る国なので、少人数制のクラスで、学校間格差もない手厚い教育が受けられる。というところに消費税の高さがかくされているのだと思った。他にも、デンマークは消費税二十五パーセントなのに、フィンランドよりも国民満足度が高い。その理由も税の使われ方にあった。

デンマークでは、医療費や教育費も無料、出産や受験も無料でフィンランドと同じで受験競争がない、など……。税金が高くても、国民のためになることにたくさん使われていた。

このことから、消費税が高くても使われ方によって、国民の不満が多い国と満足度の高い国があるということが分かった。だから、消費税が高いから悪い、とか低いから良いということはないんだと思った。

そして私は、租税教室で教えていただいたこと

を思い出した。日本でも学校の教科書が無料だったり、私たちの生活に必要な公共施設や公共サービスもすべてが税金でまかなわれていると思うと、日本は八パーセントという世界でも少ない消費税でこれだけのことをしてもらっているの、凄いなと思った。今までは「また消費税が上がるの嫌や。」と言っていたけど、そんなことは言うてはいけなと思った。

今の日本では消費税以外にもたくさんの種類の税がある。その中で私が今払っているのは、消費税だけ。だから、これからもしっかりと払う。そして、大人になっていくにつれて、払う税も増えると思うけれど、それぞれの税の意味や使われ方を知り、一つ一つ払っていきなと思った。

また、税金でつくられている公共施設や公共サービスをあたり前だと思わずに大切にしたい。そして、日本という国がフィンランドやデンマークのように、国民の満足度がもっともっと高い国になればと思う。そのためには、国民が世界の消費税や使われ方、日本のことについて興味をもち、理解して施設やサービスを利用することが必要だ。私は、とても強く思った。

### 海外と日本の税の違いと考え方

大阪市立西高等学校1年

さくら い すず  
櫻 井 鈴

私たちの身近な存在である税。これらは私たちが買いたい物や受けたいサービスの提供などの取引に対して公平に課税される消費税といった、消費者側からすると迷惑なものである。私も実はそう思っている。しかし、税というものは私たちが生活するには大切なものだ。消防や警察、救急など生活に関わる機能に必ず必要なのは税である。そのため、私たちに「税金を払わない」という選択肢は無いと思われる。また、近年では消費税八パーセントとなり、2019年には十パーセントとなり「税金が高すぎる」などという事を聞くことが増えたと私は思った。しかし、税金は日本だけでなく、海外の国々にもあるが、何パーセントの税金を取っているのか知りたくなかった。

そこで私が選んだ国は、ノルウェーである。ノ

ルウェーの消費税には何を購入するかによって税率が違ってくる。基本的には二十五パーセントと日本の約三倍である。かなり高いように思われるが、それなりに国が負担をしてくれることも沢山ある。例えば、大学までのほとんどの学費は国負担。医療費は一定の金額を支払えば、それ以上の出費は国負担と二十五パーセントの消費税はかかる痛手はあるが、様々な保証が充実している。これらから私は、日本でもノルウェーのように生活は厳しくなるが、税金を上げて国負担の社会にしてみてもどうかと考えた。すると、ある問題点があった。

ノルウェー人は政府の手厚い福祉などのおかげで、生活に不満はなく、「生活水準への満足度」も世界トップである。しかし、お金持ちが税金のため、海外に逃げているなどの理由で経済成長は百二十七位とかなり低く、現在も、経済は停滞気味であるとみられる。また、政府が高齢者の面倒を見るため、若い世代全体として経済的に高齢者を支える必要がある。そのため、高齢者が大事にされない社会が出来あがっており、このことが七十五歳以上の自殺の増加にもつながっているのだ。

私はこれらの問題点からもう一度税金を上げて

国負担の社会にするべきかと考えてみた。ノルウェーほどの国負担、消費税はないが、少子高齢化社会などが問題視されている日本が、学費などほぼ負担してくれる、幸福度はトップの高福祉社会だが、お金持ちが逃げていき、高齢者が大切にされないノルウェーか。私は断然日本を選ぶ。なぜなら、学費を負担してくれるのはありがたいが、高齢者の負担が多いというところに不満を感じたからだ。また、経済面では日本の方が高いからだ。この先、もし日本がノルウェーのような社会を目指すとしたら私は絶対反対である。この先の経済や増税をするにあたってこれが本当に日本として目指すべき方向かどうか私たち、若い世代が考えていくべきだと思う。



## ボウリング大会のご案内

開催日 平成31年1月24日(木)

### 《ボウリング》

受付開始 午後5:30

プレー開始 午後6:00

場 所 ラウンドワンスタジアム北心斎橋店

### 《意見交換会》

開 始 午後7:30

場 所 大北心斎橋店

◆会費：4,000円

(親睦会のみ参加……………3,000円)

(ボウリングのみ参加……………1,000円)

※会費は会場にて申受けます。

締 切 平成31年1月17日(木)

申込先 西支部事務局

TEL 06(6584)3424

FAX 06(6584)3425

メールアドレス kousei@kinzei-nishi.com

# 旅情から

## Go! West計画その後

— \* — \* — \* — \* — \* — \* —  
かね こ ま ゆみ  
金 子 真 弓



平成25年1月1日号にトルコのあわあわマッサージをレポートしました金子です。その後私の「Go! West 計画」はさらに進み、ギリシャ、イタリア（北部と南部）、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、クロアチア、スロヴェニアと続きました。西へ行くところがどういうわけか北東へ進んでおりますが、今回は皆様方たぶん絶対に行かれないであろうスロヴェニアをご紹介します。

平成29年の旅はスロヴェニア共和国でした。スロバキアと違いますのでご注意ください！観光名所としては小島の中に教会が建っている湖（ブレッド湖）とか、その横のお城（ブレッド城）とか、鍾乳洞（シュコツィアン洞窟群）とか鍾乳洞（ポストイナ鍾乳洞）とか…。

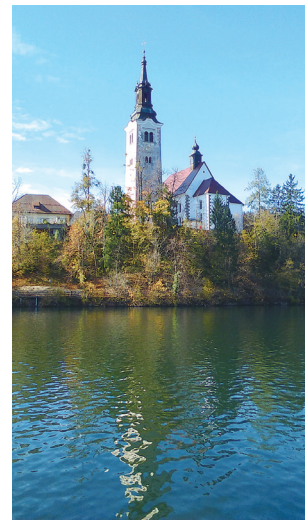
なーんだ鍾乳洞ね、日本にもあるしね、とかお思いにならないように。こちらのは巨大すぎて徒歩だけでは回れません。一部の行程はトロッコ列車でむき出しの鍾乳洞を駆け抜けます。出っ張っ



たところは自分で避けないとはいけませんのでスリル満点です。

意外と面白かったのが「プレジャマ城」という洞窟城です。鍾乳洞にお城がはめ込まれたような設計で、城の奥は洞窟とつながっており岩山の向こう側に出られたようです。15世紀に実在した騎士エラゼムとその家臣がオーストリア軍から逃れてこの城に立てこもり、敵軍をからかいながら応戦しつつ、岩山の向こう側からこっそり食料を調達していた…などのエピソードがあります。城の中にはいくつもの当時の部屋が残されていて、日本語翻訳ガイドを聞きながら巡回していきます。城主エラゼムは外のトイレに入った瞬間にオーストリア軍の大砲でトイレごと吹っ飛ばされ亡くなったらしく、彼の幽霊が出没するミステリースポットとなっています。

印象としてはクロアチアの田舎版？でしょうか。クロアチアとセットのツアーが多いので、私のように単独で行こうとしたら苦労します。でも行けばのんびりとリフレッシュできること請け合いですので、ぜひ機会があればどうぞ！（行かないと思いますけど）



## MBAと中小企業診断士を目指して

— \* — \* — \* — \* — \* — \* —  
かど た とも や  
門 田 知 也



4月から、母校の兵庫県立大学大学院の経営研究科に通っています。



遡ること2017年の秋ごろに、ふとしたきっかけでこの大学院の入学試験を受けることになりました。大学院は全てのカリキュラムをこなすと2年間あるので、順当にいくと2020年の3月に修了します。修了すると、経営管理修士、いわゆるMBAと中小企業診断士の資格が貰えます。そんなんです。通常の大学院ではMBAだけなのですが、今行っている大学院のコースは、いくつかの条件をクリアすると中小企業診断士の資格も同時取得できるコースとなっています。

授業は主に土曜日です。祝日も関係ないので、年末の土曜日を除き全ての土曜日が大学院の授業になります。週1回とは言え、毎週宿題や課題があるので、結局平日の夜に作業をしている時間が多くなります。また、実習と言って企業に経営診断に入ることがあるのですが、この期間は土曜日に加えて平日と日曜日で合計10日ほど学校や相手先企業で一日中打ち合わせや実際に企業を見て回ることがあります。これが繁忙期と重なるとスケジュールが非常に過密となり、どの様に予定を消化していくか頭を悩ませています。

私が現在通っているコースには、同期が私を含め16人おります。全てが社会人で30代前半から

60代まで老若男女おります。年によっては20代が居ることも有るそうです。職業で見ると自営業は私と社労士の方の合計2人で、その他は皆さんサラリーマンの方です。職種は金融関係や名古屋まで特急が走っている某鉄道会社、門真市に本社を構える大手電機メーカーの方など様々です。改めて普段会うことのない様々な職種の人と切磋琢磨に2020年の修了と中小企業診断士の取得を目指して勉強すると色々な刺激になります。

ただ、このコースに通っている反面で、周囲の様々な方に非常に迷惑をかけています。また無理も通してもらっているのも、非常に感謝しております。

修了したら恩返しができる様に頑張ろうと思っております。



## 「防災の日」危機管理模擬訓練の実施結果

去る9月3日の「防災の日」危機管理模擬訓練におきまして会員各位にはご協力ありがとうございました。南海トラフの巨大地震が発生したと想定し、近畿税理士会ホームページで安否確認登録をしていただき訓練でした。以下、西支部の集計結果をご報告します。

	(30年度)	(29年度)
対象会員数	348名	346名
安否確認数	66名	58名
回答率	19.0%	16.8%

西支部の安否確認は以上のような結果でした。前年度に比して若干改善されましたが依然回答率は低く、津波被害の想定される泉大津支部や岸和田支部の回答率と比較しますと危機管理に対する意識の差がかなりあると感じました。次年度の訓練では、さらなるご協力をお願いいたします。

また、翌日の9月4日に襲来した台風による被害の把握に関しましては、人的被害よりも物的被害の把握に重点を置いた対応として、安否情報登録ではなく文書による被害報告の形式となっておりますこと合わせてご報告いたします。

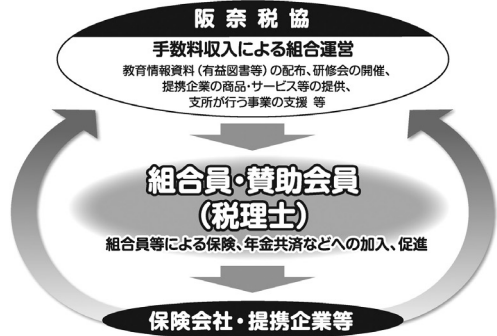
大阪・奈良税理士協同組合は……スケールメリットを生かした事業を行い、その収益を組合員の皆様へ還元しています

### ゆとりのために 経営者のための退職金

小規模企業共済制度

- 掛金は全額所得控除
- 月々1,000円～70,000円の範囲内で自由に選択可能
- 共済金は「廃業」「退職」時に受取りでき、節税効果もあり
- 共済金受取方法は、「一括」「分割」「併用」の選択可能
- いざという時、災害時等に貸付を受けられる制度あり

退職後のゆとりある生活を応援する安心の共済制度です。



阪奈税協の共済制度へご加入、  
または関与先様へご紹介ください。

### もしものときに 経営セーフティ共済

中小企業倒産防止共済制度

- 掛金の10倍の範囲内(最高8,000万円まで)の借入が可能
- 無担保・無保証人で借入可能
- 掛金は損金(必要経費)に算入可能
- 40ヶ月以上納付、任意解約の場合、100%掛金が戻ります(12ヶ月未満は掛け捨て)

取引先の倒産!もしものときの資金調達しっかりサポートします。

### 労働意欲 元気の源 中退共制度

中小企業退職金共済制度

- 掛金は全額非課税
- 新規加入の際は、国が掛金の一部を負担
- 掛金は月額5,000円～30,000円の範囲で選択可能
- 事業主と生計を一にする同居の親族も加入可能

国がサポートする中小企業の従業員のための退職金制度です。

お問い合わせ **阪奈税協** 06-6941-6888 または **日税サービス** 06-4794-0071 ※ご契約の場合、紹介事務費をお支払いいたします。

**大阪・奈良税理士協同組合** 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-5-4(近畿税理士会館11F)  
TEL(06)6941-6888/FAX(06)6947-2800 URL : <http://www.hanna-zeikyō.jp>

## 近畿税理士会西支部の皆様へ

日本税理士共済会は、  
税理士どうしの助け合いから  
はじまりました。

昭和28年、西日本地方を襲った大水害を契機に  
業界で最初に生まれた税理士どうしの助け合い。  
それが原点です。

営利を目的とせず、税理士によって運営され、  
一貫して税理士とその家族、事務所職員の皆様の  
共済事業を行っております。

ぜひご加入ください。 日本税理士共済会  
理事長 石丸 修太郎



税理士事務所・  
税理士法人の職員の方は  
単独でも加入できます

- 税理士団体保障
- 選べる医療保障マイセレクト
- 所得補償
- おしどり保障
- 個人年金
- 大型年金
- 普通年金
- ハイパーメディカル

**日本税理士共済会** 電話(03)5740-0321 FAX(03)5740-0323  
e-mail [jim@zeirishikyosai.com](mailto:jim@zeirishikyosai.com)  
〒141-0032 東京都品川区大崎1丁目11番8号 日本税理士会館5F

\*詳しい資料のご請求・お問合せは、お気軽にお電話ください。 ホームページはこちら → <http://www.zeirishikyosai.com>  
日本税理士共済会は、公益財団法人 日本税務研究センターが運営する「日税研通信ゼミ」を支援しています。

## 西区民まつりに参加 (税を考える週間行事)

平成30年11月4日(日)土佐公園において西区民まつりが開催され、「税を考える週間」行事の一環として支部からも毎年参加しています。本年は山本支部長他支部役員3名が参加いたしました。

会場には税務コーナーが設けられ、e-Taxの普及拡大への広報活動としてのパンフレットの配布、広く税について知っていただくための税金クイズ等の活動が行われました。

また、近畿税理士会西支部長賞受賞作品を含む、小中学生の税に関する作文や習字、標語等も展示され市民の皆様でにぎわっていました。



### 【店名他】

キッチンタツトミ

大阪市西区立売堀5-5-14 アワーズグランデ西本町1階

地下鉄 阿波座駅5番出口徒歩5分 西長堀駅徒歩8分

電話：090-6754-4662

営業時間：ランチタイム 11:30~14:30

ディナータイム 18:00~22:00 (ラストオーダー21:30)

定休日：不定休

【紹介者】 田坂 隆司会員

### 【おすすめポイント】

平成30年3月にオープンした洋食料理店。心齋橋の老舗洋食店「明治軒」で長年修業されていたオーナーシェフと奥様でお店を切り盛りされています。

ランチは日替わりメニューでカレー、パスタ、ミックスフライなど3種類から選べ、ドリンク付きで900円前後。

ディナーでおすすめはビーフカツレツ。やわらかいお肉と自家製デミグラスソースがかかっている絶品です。食べ終わると何だか幸せな気分になります。

ワインの種類も豊富ですので、ワイン好きの方にもおすすめです。

## うまいもんめぐり



あなたのお勧めのお店をご紹介します。

## 西 税 務 署 からの お 知 ら せ

### ○ e-Taxについてのお願い

#### (1) 確定申告書の早期送信について

関与先の納税者の確定申告書（所得税及び復興特別所得税・消費税）を提出される方は、e-Taxによる代理送信でお早めにご提出いただきますようお願いいたします。

なお、e-Tax代理送信による場合は、代理人である税理士の電子証明書により身元確認が行われるため、改めて税理士証票の写しを別送する必要はございません。

#### (2) 贈与税の申告書について

贈与税の申告についても、e-Taxをご利用いただけます。贈与税の申告書を提出される関与先がございましたら、e-Taxによる代理送信で、ご提出いただきますようお願いいたします。

### ○ 振替納税の利用勧奨について

平成30年分確定申告の納期限及び振替納付日は、下表のとおりです。

「申告所得税及び復興特別所得税」「消費税及び地方消費税（個人事業者）」の振替納税普及拡大のための利用勧奨にご協力をお願いします。

《平成30年分確定申告分の納期限及び振替納付日》

区 分	納 期 限	振替納付日
申告所得税及び復興特別所得税	3月15日(金)	4月22日(月)
消費税及び地方消費税(個人事業者)	4月1日(月)	4月24日(水)

### ○ 「配偶者控除及び配偶者特別控除」に関する改正について

平成30年分以後の所得税について、配偶者の各種控除額の取り扱いが改正されたほか、合計所得金額が1,000万円を超える場合には、「配偶者控除」の適用を受けることができないこととされました。

また、「配偶者特別控除」の控除額が改正されたほか、対象となる配偶者の合計所得金額が38万円超123万円以下とされました。

### ○ 税理士先生及び税理士事務所等の職員からの一般相談について

税務相談については、申告・納税等に際して真に手助けが必要な方を中心に対応していくことが基本であることから、税理士先生等からの一般相談については、国税庁ホームページ（タックスアンサー）をご覧ください。また、近畿税理士会に設置されている「業務相談室」をご利用いただけますようお願いいたします。

### ○ 租税教室の開催について

下記のとおり租税教室を開催しました。

(1) 平成30年9月6日、大阪府柔道整復師会専門学校、

対象：3年、講師：坂口宗春税理士

(2) 平成30年11月6日、大阪市立西高等学校、

対象：流通経済科1年、講師：松本健司税理士

両講師とも、税理士の先生ならではの、税理士の業務と税金についてを上手く組み合わせて授業していただき、生徒からは「納税が社会貢献であることの意識ができた、税の使い道について分かりやすく学ぶことができ、とても有意義な授業だった。」等の声が多数寄せられました。



# 大阪府からののお知らせ

## はじめよう！ 個人事業税の 口座振替



© 2014大阪府もずやん

### 『口座振替』申込手続

「大阪府税預金口座振替依頼書兼大阪府税預金口座振替停止届(※)」に必要事項を記入し、預金通帳使用印鑑を押印のうえ、申し込んでください。お申込みから概ね3か月後の納付分から口座振替が開始されます。

※各府税事務所の窓口に加え、府税のホームページからもダウンロードできます。

府税 口座振替関係申請書

## 「大阪府証紙」は平成30年10月1日に廃止しました。

納税証明書交付請求に必要な手数料(1件につき400円)は、現金による納付となります。

大阪府証紙の販売(売りさばき)は終了しましたが、お手元に証紙がある場合につきましては、平成31年3月29日金曜日までは府税事務所の窓口において、これまでどおり使用できます。また、証紙+現金での使用も可能です。

郵送により納税証明書を交付請求される場合は、平成31年4月1日から交付手数料分の定額小為替又は現金書留で現金を送付してください。



© 2014大阪府もずやん

## 大阪市弁天町市税事務所からののお知らせ

### 償却資産の申告

会社や個人で工場や商店などを経営し、その事業のために用いられる償却資産を所有している方は、毎年1月1日現在の資産の状況などについて、申告していただくことになっています。

**申告期限** 毎年1月31日

**提出先** 船場法人市税事務所 固定資産税(償却資産)グループ  
窓口へお持ちいただく場合は他の市税事務所でもご提出が可能です。

償却資産の対象となる資産を種類別に例示すると…

資産の種類	具 体 例
①構築物	構 築 物 広告塔、駐車設備、門、塀、煙突、庭園、緑化施設、舗装路面、外構工事など
	建物付属設備 受変電設備、自家発電設備、駐車設備、テナント内部造作など
②機械および装置	機械式駐車設備、工作・木工機械等各種製造加工機械、印刷機械、化学装置、電動機・起重機、土木建設機械、その他各種業務用機械および装置など
③船舶	ボート、はしけ、貨客船、漁船、工作船、水中翼船など
④航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダーなど
⑤車両および運搬具	大型特殊自動車、各種運搬具など (注)自動車税、軽自動車税の課税対象となる自動車などは、償却資産の対象には含まれません。
⑥工具・器具および備品	パソコン、LAN設備、医療用機器、歯科診療用ユニット、理容・美容器具、看板、ネオンサイン、厨房機器および用品、冷凍・冷蔵庫、机・椅子、ロッカー、応接セット、陳列ケース、ガス湯沸器等ガス機器、テレビ等映像音響機器、放送機器、室内装飾品、じゅうたん・カーテン、コピー機、レジスター、光学機器、遊戯器具、自動販売機、取付工具等各種工具、観賞用・興行用の生物など

《問い合わせ先》 船場法人市税事務所 固定資産税(償却資産)グループ  
住 所 〒541-8551 中央区船場中央1-4-3-203 船場センタービル3号館 2階北側  
電話番号 06-4705-2941 (平日9:00~17:30)

### インターネットを利用した市税の申告・納税について

自宅やオフィスからインターネットで ●法人市民税、固定資産税(償却資産)、事業所税の申告 ●個人市・府民税の給与支払報告書などの提出 ●法人市民税、事業所税、個人市・府民税(特別徴収分)の電子納税 ●法人設立・設置届出書などの電子申請・届出ができます。

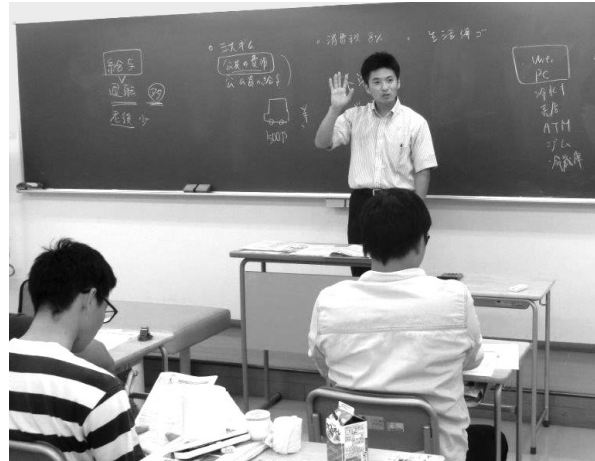
大阪市 エルタックス

検索

# 租 税 教 室

さか ぐち むね はる  
坂 口 宗 春

平成30年9月12日(水)午後4時20分から大阪府柔道整復師会専門学校三年生を対象に租税教室の担当講師を務めさせていただきました。生徒さんの平均年齢は20代前半と若い方が多く、とても明るいクラスでした。将来は整骨院などにお勤めになり、独立開業されることも。そんな皆さんに少しでも税金に対する意識を高めてもらえるようグループに分かれてテーマごとにディスカッションしてもらった時間を作りました。そして、税金について知っていることや考えを発表してもらいました。各グループの意見はバラエティーに富み、私も楽しく講義することができました。



# 租 税 教 室

まつ もと けん じ  
松 本 健 司

平成30年11月6日火曜日午前10時50分から大阪市立西高等学校の流通経済科1年生2クラスを対象に租税教室の担当講師を務めさせていただきました。

前半では、税務署から提供された資料を用い現在の日本の財政について、何故、「税金を納めなくてはいけないのか」、「納めた税金がどのように使われているのか」を解説しました。2年後には選挙権を得られる年齢になるため、自分が納めた税金の使いみちを決める人を選ぶ選挙の大切さについても紹介させていただきました。

後半では西高等学校からの要望により税理士と公認会計士の違いや簿記・会計の必要性、経理職の求人状況などについて話をさせていただきました。

簿記の勉強を始めたばかりの生徒さんたちにとっては難しい内容で興味をもってもらえず退屈させてしまうのではないかと危惧しておりましたが、メモを取りながら聞いてもらえ、終了直後は達成感がありました。しかし、内容を詰め込みすぎたのではないかと、もう少し上手く話せたのではないかと反省すべき点もあり、良い経験になりました。





# 委員会だより



## 新入・転入会員オリエンテーション

11月22日「むらさき」において新入・転入会員オリエンテーションを開催しました。

山本支部長の歓迎の挨拶で始まり、副支部長からは各担当委員会について活動目的や活動の現状を含めた今後の予定などの説明がされました。特に、記帳指導など外部からの依頼に応じる「指定税理士」の紹介と登録の依頼などが説明されました。

続いて高橋阪奈税協理事から大阪奈良税理士協同組合の活動や加入の案内があり、若手会員を正会員とする「葉月会」の活動について同会の松本会長から紹介と加入の案内がされました。

引き続き開催された懇親会ではくじら料理を堪能

しながら、名刺交換や各人の経験談を話題にして大いに懇親を深めていただきました。参加された新入会員の先生方がこれを機会に近畿税理士会及び西支部の今後の更なる飛躍の為に支部行事にご参加いただけるよう期待いたしております。

なお、支部ではこの新入・転入会員オリエンテーションを原則年2回開催し、新入・転入会員先生には必ずご参加いただくこととしております。今回やむなくご参加いただけなかった先生方も次回以降の新入・転入会員オリエンテーションへのご参加をお願いいたします。

参加人数	新入・転入会員	2人
	西支部役員等	11人
	合計	13人



## 第5回 支部研修会

平成30年8月8日(水)午後1時30分よりシティプラザ大阪において、平成30年度第5回支部研修会を開催しました。

講師に神戸支部の税理士櫻井繁樹先生をお迎えし、「一般・公益社団法人等を中心とした公益法人における税務に関する注意点」と題してご講演を頂きました。

実務では馴染みの薄い社団法人の課税関係について、法人税・消費税の納税義務、収益事業の範囲など、基本項目から講義をしていただき、大変理解しやすく講義をしていただきました。

特に、一般社団法人の設立に際し、理事1名以上で設立が可能だが、3名以上にしておかないと、即、株式会社並みに法人税が課税されてしまうという点については、税理士として実務に関わる際、非常に注意が必要だと感じました。

櫻井繁樹先生の今後の益々のご活躍をご期待申し上げます。

参加人数 西支部 55人



## 第45回 日税連公開研究討論会

平成30年10月12日(金)午前10時よりホテル日航金沢4階「鶴の間」において、第45回日税連公開研究討論会が開催されました。

第1部は、北陸税理士会による「税による富の再分配機能を検証する」のテーマで討論会が行われました。我々を飽きさせることのないユニークな演出で、非常に興味深い討論を披露してくださいました。

第2部は、近畿税理士会による「地方税の現状と展望」のテーマで討論会が行われました。いつも支部等の研修会で講師をしてくださっている先生方による研究成果の報告は、非常に緻密で多角的に検証された内容でした。この報告準備に1年

以上の年月を要しておられたので、業務多忙の中本当に感謝です。非常に素晴らしい討論会でした。

北陸税理士会、近畿税理士会だけでなく、日本中の税理士会の討論会が次年度以降もありますので、まだ参加されたことがない先生は、是非とも参加をしてください。税について改めて考えるいい機会になると思います。

参加人数 西支部 18人



## 第6回 支部研修会

平成30年10月22日(月)午後1時30分よりホテルモントレグラスミア大阪において、平成30年度第6回支部研修会を開催しました。

講師に税理士の門田知也先生をお迎えし「新所得拡大促進税制を中心とした税額控除の実務」と題してご講演を頂きました。

適用要件等が変更になった新所得拡大促進税制について実務に当たっての注意点や、確認書、申請書、別表の書き方等を具体的にわかりやすく解説して頂きました。

エクセルを使った継続雇用者給与の金額集計や法人税控除額の計算シート作成方法について、条件式設定など細部にわたって説明をしていただき、業務に役立つ内容の講演でした。

門田先生の今後の益々のご活躍をご期待申し上げます。

参加人数 西支部 60人 港支部 29人  
合計 89人





## 第7回 支部研修会

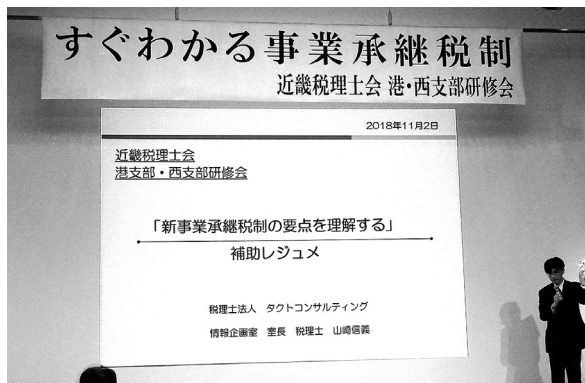
平成30年11月2日(金)午後1時30分よりアートホテル大阪ベイタワーにおいて、平成30年度第7回支部研修会を開催しました。

講師に税理士の山崎信義先生をお迎えし「すぐわかる事業承継税制」と題してご講演を頂きました。

今回の研修会では、事業承継に係る税負担を大幅に緩和する税制として注目を集める「新事業承継税制」について、多くの利用が見込まれる非上場株式等に係る贈与税の納税猶予及び免除の特例措置を中心に、制度の概要や活用時の留意点、活用のアドバイスをする際のポイント等を、事例を交えて解説していただき良く理解することができました。

山崎先生の今後の益々のご活躍をご期待申し上げます。

参加人数 西支部 53人 港支部 32人  
合計 85人



## 消費税・青色申告簿記教室

公益社団法人西納税協会において、石井邦佳会員を講師として、消費税・青色申告簿記教室を開講しました。

受講者 13人

### 講師感想

いし い くに よし  
石 井 邦 佳

公益社団法人西納税協会主催の消費税・青色簿記教室の講師を務めさせていただきました石井です。

しっかりした教材も用意してあるし、これに従って講義を進めていけば余裕だろうと初めは軽く考えていましたが、受講生は簿記の知識が全くな

い方から簿記2級の資格をお持ちの方まで幅広く、また平日昼間の講義だったからか法人の経理担当の方が多く、教材が個人事業主向けだった為どのように講義をすべきか悩みました。初学者をターゲットにした方がいいだろうと思い、貸方借方の説明から勘定科目、仕訳、決算整理、最終日には消費税の仕組みも簡単に説明しました。やってみるとレジュメ作成や時間配分と毎週結構大変でした。レジュメ作成に当たっては、浦野先生、竜門先生のレジュメを参考にさせていただき、とても助かりました、ありがとうございました。

全6回という限られた中で簿記の基礎知識から消費税までを理解するのは大変だったかと思いますが、この講義が少しでも受講生の皆様の今後の業務に役立てば幸いです。また、講義を通じて自分自身も簿記の基礎知識を見直すことができ、とても勉強になりました。振り返ってみると、説明不足だったかなという点もあるので、今後また講師の機会があれば、今回の経験を生かしてお引き受けしたいと思います。

最後になりましたが、西納税協会をはじめ関係者の皆様のご協力とこのような経験をさせていただきました事に感謝いたします。ありがとうございました。



# 支部旅行

つ 村 光 雄  
むら みつ お

9月1～2日壱岐の島へ行って来ました。壱岐の島は神々が宿る島国境の島と謳われて、実際歴史に疎い私でも感動し嬉しい旅でした。

その一番は「原の辻遺跡」と「一支国博物館」原の辻遺跡は弥生時代から古墳時代に栄えた環濠集落跡で広大な平野に当時の竪穴式住居や高床式建物等が復元されています。当時は韓の国との交易もあり壱岐島は一支国とされて魏志倭人伝に登場しているそうです。国の特別史跡（3か所）に指定されているとのことですが、他の2つは登呂遺跡と吉野ヶ里遺跡とのこと。一支国博物館の係の人に青森の三内丸山遺跡は？と尋ねたら昨日も観光客から同じ質問があって・・・。後で調べたら三内丸山遺跡は縄文時代の特別史跡に指定されているらしい。区分が？ですが。

二番は壱岐焼酎。麦：米麴=2：1で造られた麦焼酎ですがロックでも水割りでも透明で美味しい焼酎です。焼酎では思いがけないことがありまし

た。壱岐支部の税理士下條さん（同期生）から壱岐焼酎の差し入れをいただき、びっくり嬉しく宴会で皆さんに飲んでいただきました。

酒といえば夜の宴会はもちろんですが、昼食でも酒ビールの追加注文が多く大丈夫かなと（健康も会計も）自分の身体も含めて心配しましたが会計担当はおおらかにどんどんいっぱい飲んで！

あと印象に残っているのは、岳ノ辻展望台・左京鼻・猿岩・鬼の足跡です。壱岐の島で最高峰の岳ノ辻展望台は標高212mですが国防の要衝として重要な丘だったそう。左京鼻、猿岩と鬼の足跡は海流荒い観光地によくあるものですが景色も良く見事なものです。

出発時の雨模様を吉村副支部長が絶対ハレにすると願掛けされおかげで雨に濡れず、2日間楽しい旅となりました。お世話していただきました役員の先生方に感謝申し上げます。ありがとうございました。



# 日帰り支部旅行

## 「はめられてまった～」

11月17日、大阪駅集合で定刻9:00出発。出発時には道路が少々渋滞しており最初の訪問地「灘菊酒造」では時間が無く酒蔵見学はガイドさんの説明のみで試飲がメインになりました。古い酒蔵は今ではお食事処になっているそうです。現在の仕込み蔵は鉄骨造のビルで行っているそうです。香・色・味と旨い酒が多々あり、中には36度の強いお酒もあり氷で割って飲んでください。との事。皆さん沢山お土産に買っておられました。

お昼には赤穂御崎温泉「潮騒 きらら祥吉」に着きわずかな時間でしたが温泉入浴組と散策組に別れ、私は散策組でしたが海がきれいで小豆島が近くに見えていました。その後昼食タイムですがなかなか美味でした。特に鯛の塩釜料理は逸品で



ち ば て る お  
千 葉 照 夫



した。木槌で塩を割って鯛の身を頂くのですが実に美味しかった。バス内で長畑委員長が財政を考慮されたので「利き酒でしっかり飲んでもらってきらら祥吉では飲むのを控えていただけたら」と希望的観測をおっしゃっておられました。効き目無。皆さん沢山飲んでおられましたね。

食事後は最後の訪問地、湾の中に生島というひょうたん島が見える坂越に行きガイドさんに案内していただきまずは大避神社に参拝、その後赤穂藩の支所で茶屋的役割だった旧坂越浦会所を訪ね、「奥藤酒造」でささやかに試飲。坂越の石畳のまち並みを軽く散策。坂越は小さな落ち着いた風情ある街でした。その後帰路につきましたが渋滞に遭い予定より1時間遅れの解散となりました。

[追伸] サブタイトルに「はめられてまった～」と書きましたが、帰りのバス内で吉村副支部長からじゃんけんゲームをします、広報委員会から副賞がでますとのこと。日頃じゃんけんが弱い私に勝ち残りなんと日帰り支部旅行の原稿を書けとのこと命令（これが広報委員会からの副賞?）。ね！はめられてまった～でしょう。しかしそれを帳消しにしてもなお余りある本旅行の企画及び当日のお世話をいただいた厚生委員会の先生方に対して感謝申し上げます。ありがとうございました。

# 新入・転入会員です、よろしくお願ひします。



氏名 うち むら なお や 内村直也  
 生年月日 昭和33年1月9日  
 出身地 大阪府  
 血液型 B型  
 事務所 西区西本町2-1-41  
 インテリンクス西本町ビル2F  
 聖光税理士法人  
 TEL 06-6541-6868

経歴 平成30年7月9日  
 住吉税務署を最後に退職  
 趣味 魚釣り、家庭菜園  
 信条 やる気・活気・元気・そして感謝  
 一言 永年勤務した国税の職場を定年退職し、9月  
 から現事務所でお世話になり、西支部に入  
 会させていただくことになりました。若者  
 ではありませんが、気持ちは若いです。こ  
 れから、よろしくお願ひいたします。

## 委員会活動報告

(平成30年8月～平成30年11月)

### 総務委員会

- 8. 8 夏季講演会と意見交換会
- 9. 3 防災の日危機管理模擬訓練
- 11. 4 「税を考える週間」西区民まつりに参加
- 11. 22 新入・転入会員オリエンテーション
- 8月～11月 西税務署玄関前の会員名札版の整備

### 財務委員会

- 8月～11月 支部会費納入状況の確認と未納者に対する督促

### 研修委員会

- 8. 8 第5回支部研修会
- 10. 22 第6回支部研修会
- 11. 2 第7回支部研修会

### 綱紀監察委員会

- 8. 6 綱紀監察事務連絡会議出席
- 8. 6 綱紀監察協議会
- 9. 12 支部会費滞納者に関する事案提起
- 11. 6 支部転出者実態調査

### 広報委員会

- 8. 1 支部会報第98号の原稿収集と紙面割付
- 8. 9 支部会報第98号の校正
- 8. 17 支部会報第98号の再校正
- 8. 31 支部会報第98号の発行
- 11. 1 支部会報第99号の紙面構成と原稿依頼
- 11. 27 支部会報第99号の原稿収集と紙面割付

### 厚生委員会

- 9.1～2 支部旅行（壱岐の島周遊とグルメ旅）
- 11. 17 日帰り支部旅行（赤穂御崎温泉と播磨酒蔵巡り）

### 税務支援対策委員会

- 8. 1 支部税対担当者会議
- 8. 23 支部租税教室担当者会議
- 11. 26 梅田スカイビル六署六支部合同打ち合わせ会
- 11. 28 支部税対担当者会議

### 情報化対策委員会

- 10. 22 「クラウド会計に関するアンケート」の実施
- 8月～11月 支部ホームページ及び会員名簿の更新

## 会員の動き 平成30年8月1日～平成30年11月30日

◎新入、転入しました。よろしくお願ひします。

入会日	登録番号	氏 名	区分	事 務 所 所 在 地	電話番号	F A X 番号	備 考
30.08.23	138781	池 島 康 夫	入会	西区新町1-5-7 四ツ橋ビルディング302 税理士法人ライトニング	6539-7000	6539-7011	
30.08.23	138877	橋 向 将 浩	入会	西区阿波座1-4-4 野村不動産四ツ橋ビル8F T F G 税理士法人	6538-0872	6538-0896	
30.09.01	132533	井 原 弘 敬	入会	西区江戸堀1-9-1 アクタス税理士法人 大阪事務所	6449-8682	6449-8683	東京会より
30.09.25	139185	蟹 井 文 夫	入会	西区鞠本町1-9-23 一般財団法人大阪布帛会館 川嶋良典税理士事務所	6446-0601	6446-1588	
30.09.25	139187	西 川 定 幸	入会	西区立売堀4-7-24 五葉阿波座ビル601号室 中川素宗税理士事務所	6534-5250	6534-5251	
30.10.04	82497	北 風 隆 之	転入	西区阿波座1-4-4 野村不動産四ツ橋ビル8F T F G 税理士法人	6538-0872	6538-0896	八尾より
30.10.24	139429	内 村 直 也	入会	西区西本町2-1-41 聖光税理士法人	6541-6868	6541-6899	
30.11.20	139603	吉 武 佑 二	入会	西区西本町1-13-36 西本町芙蓉ビル4階	6534-9227	6534-9224	

◎転出、退会しました。お世話になりました。

入会日	登録番号	氏 名	区分	事 務 所 所 在 地	電話番号	F A X 番号	備 考
30.08.20	44507	岩 堀 雅 彦	転出	大阪市中央区瓦町4-8-4 井門瓦町第2ビル8階	6227-8031		東へ
30.08.20	110117	大 谷 亮 介	転出	大阪市中央区瓦町4-8-4 井門瓦町第2ビル8階 岩堀雅彦税理士事務所	6227-8031		東へ
30.08.24	130133	岩 倉 尚 久	転出	伊丹市千僧4-21-4 コスモ伊丹ガーデンズ305号	072-781-8497		伊丹へ
30.09.30	130547	有 本 裕	転出	大阪市中央区高麗橋4-5-2 高麗橋ウエストビル2F 税理士法人AIO	6208-6230		東へ
30.10.11	129753	小 塚 真 好	退会	大阪市西区西本町1-12-19 清友ビル6階5号室	6536-8557		名古屋へ
30.10.17	83584	椎 原 浩 秋	転出	奈良市二条大路南4-4-6	0742-34-5524		奈良へ
30.10.31	15744	沼 田 壮 一	退会	西区西本町1-8-11 カクタビル	6541-2221		業務廃止
30.11.30	131224	木 村 雄 一	転出	吹田市江坂町1-23-43 ファサード江坂ビル10階1001号室 税理士法人さくら税務 大阪支店	6330-1805		吹田へ

11月30日現在 会 員 数 349名 法人会員数 27件

### 編集後記

「人と比較をして劣っているといっても、決して恥ずることではない。けれども、去年の自分と今年の自分を比較して、もしも今年が劣っているとしたら、それこそ恥ずべきことである。」－松下幸之助－

これまで諸先輩方をはじめ、皆様のお力で99回の成長を遂げてきた『おおさか西』。第100号発行の節目を迎える今年、さらなる成長の一年にしたい。

(坂口宗春)

100号記念

# フォトコンテスト 開催決定!!

各部門

グランプリ作品

商品券

5万円

<3部門より募集>

◆風景 ◆人物・動物 ◆おもしろ写真

準グランプリ5作品には  
1万円の商品券

おかげさまをもちまして“おおさか西”も平成31年5月号で、めでたく100号を迎えることとなりました。つきましてはこれを記念してフォトコンテストを実施することとなりました。皆様奮ってご応募ください。

◎応募規定……西支部会員の皆様が平成30年4月1日から平成31年3月31日までに写された未発表の写真（お1人様何点でも応募可）

◎応募方法

（プリントの場合）

プリントの裏に①お名前②テーマ名③作品のタイトルをご記入頂き、次の住所までお送りください。  
〒550-0021 大阪市西区川口2丁目7番6号 近畿税理士会西支部

（データの場合）

メール文章に①お名前②テーマ名③作品のタイトルをご記入頂き、次のアドレスまでお送りください。  
MAIL [kouhou@kinzei-nishi.com](mailto:kouhou@kinzei-nishi.com)

◎審査員……西支部支部長、西支部広報委員会

◎発表……おおさか西第100号紙面にて発表

◎お問い合わせ……広報担当副支部長 茂見寛二  
大阪市西区新町1-10-24 TEL06-6539-6600  
MAIL [kouhou@kinzei-nishi.com](mailto:kouhou@kinzei-nishi.com)

応募締切

平成31年3月31日必着